

領事メール（3月16日配信）

「安全情報」新型コロナウイルスに関する注意喚起 13

<ポイント>

●3月15日、グアム政府は、新たに実施していた新型コロナウイルス感染検査において、3名の陽性が確認されたと発表しました。グアム島内において新型コロナウイルス感染例が確認された初めてのケースとなります。

感染が確認された3名のうち2名についてはフィリピンへの渡航歴があり、残りの1名については、最近の海外への渡航歴はないものの、家族が日本への渡航歴があることが確認されており、現在、グアム政府が濃厚接触者に関する調査を行っております。

新型コロナウイルスに関するグアム政府の報道発表は以下のグアム政府機関ホームページでご確認頂けます。

<https://www.ghs.guam.gov/coronavirus-covid-19>

●3月16日、グアム政府はグアム政府独自のグアムへの入国制限措置として、以下の措置を行うことを発表しました。

新型コロナウイルスの感染が確認されている国や地域からの短期渡航者（旅行者等）に対し、入国時にその者より新型コロナウイルス（COVID-19）に感染していないことを証明する文書（※注（文書は作成又は発行された日から7日間以内のものに限る）の提示がなされない場合は、入国後14日間の強制検疫（隔離）措置の対象とする。

グアム入国時に入国審査において、新型コロナウイルス（COVID-19）に感染していないことを証明する文書（例：日本の医療機関から発行された診断書で英訳された文章等で作成又は発行された日から7日間以内のもの）が提示できない場合、旅行者の方は入国後、滞在先ホテルにおいて強制検疫（隔離）措置の対象となり、その滞在費は自己負担となります。至近の渡航予定のあるかたは、十分にご注意ください。

●在ハガツニャ総領事館のホームページにて、その他の新型コロナウイルス関連情報を掲載しております。

<本文>

新型コロナウイルスに感染した場合の兆候と症状は（1）発熱、（2）咳、（3）息切れです。こうした症状を自覚した場合、自己診断はせずに、医師による適切な診断を受けてください。なお、医療機関に行く際は、必ず電話で最近の生活行動や海外への渡航の有無、症状について事前に伝え、その後の行動は医療機関の指示に従うようにしてください。ホテル等に滞在されている方は、ホテル側に症状や状況を伝えた上で、ホテル関係者の指示に従ってください

また、感染を防ぐ最善の方法は毎日の予防措置です。以下のような予防措置を心がけましょう。

- ・石けんを使用して手洗いを20秒以上行う
- ・不衛生な手で口や目に触れないこと
- ・疑わしき病状のある人に不用意に近づかないこと
- ・咳をする際は、ティッシュ又は自身の衣服の袖で口と鼻を覆うこと
- ・使用したティッシュはゴミ箱に捨てること
- ・頻繁に手が触れる物体や物の表面は消毒をして清潔にすること
- ・体調が悪い場合は、学校や職場には行かず、病院受診後は、不要な外出は避けること

4 その他の関連情報入手先

- ・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

- ・厚生労働省（日本語）

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

- ・国立感染症研究所（日本語）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

- ・グアム政府観光局（日本語ページ）

<https://www.visitguam.jp/articles/>

- ・米国疾病管理予防センターのホームページ（英語）

<https://www.cdc.gov/>

・グアム保健局新型コロナウイルス情報ホットライン（英語）月曜～金曜の8時～17時
電話：671-635-7447